

越後平野における生態系ネットワーク推進協議会

生息環境検討部会 設立趣旨

越後平野においては、ガン類・ハクチョウ類・トキを指標種とした生態系ネットワークの形成と、自然の価値や魅力を活かした地域の活性化を目指して、令和元年に「越後平野における生態系ネットワーク推進協議会」を設立し、多様な主体が連携・協働して取り組んでいくこととしています。

越後平野における生態系ネットワークによる生息環境づくりを図るため、越後平野における指標種の生息環境の保全、再生や創出に関わる具体的な検討事項について、有識者からの専門的観点からご意見をいただきながら関係機関が効果的な取り組みを行うための検討・議論を行うため、協議会の下に「生息環境検討部会」を設置します。

越後平野における生態系ネットワーク推進協議会

生息環境検討部会 規約

(名称)

第1条 「越後平野における生態系ネットワーク推進協議会」(以下、協議会という。) 規約第5条に基づき「生息環境検討部会」(以下「検討部会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討部会は、次の事項について、検討を行う。

- (1) 協議会規約第2条の内、越後平野における指標種の生息環境の保全、再生及び創出に関すること
- (2) その他、協議会の会長又は検討部会の部会長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討部会には、部会長1名、副部会長1名を置き、部会長及び副部会長は、事務局の推薦によりこれらを定める。

- 2 部会長は、検討部会を代表し、部会の円滑な運営と進行を総括する。副部会長は、部会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 部会長は、部会の検討経緯及び結果を協議会に報告する。
- 4 委員は、別表に掲げる者によって構成する。ただし必要に応じ、委員を追加することができる。
- 5 委員の任期は、委員就任の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(検討部会の招集)

第4条 検討部会は、協議会の会長又は検討部会の部会長が招集する。

- 2 検討部会は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 検討部会の事務局は、国土交通省 北陸地方整備局 河川部に置く。

(会議等の公開)

第6条 検討部会の会議は野生動植物の保護の観点から原則として非公開とする。議事要旨については、会議後に公表する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この規約は、令和5年1月16日から施行する。

別表 生息環境検討部会 委員名簿

令和5年1月16日現在

		氏名(敬称略)	所属等
学識有識者※		河口 洋一	徳島大学 大学院社会産業理工学研究部 准教授
		関島 恒夫	新潟大学 農学部 教授
		藤田 美幸	新潟国際情報大学 経営情報学部 経営学科 准教授
団体		佐藤 安男	新潟県水鳥湖沼ネットワーク
行政	農林水産省	農村環境課長	北陸農政局 農村振興部 農村環境課
	環境省	野生生物課長	関東地方環境事務所 野生生物課
	新潟県	課長補佐	新潟県 土木部 河川整備課
		課長補佐	新潟県 農林水産部 農産園芸課
		課長補佐	新潟県 農地部 農地計画課
		自然共生室長	新潟県 環境局 環境対策課 自然共生室
	新潟市	土木総務課長	新潟市 土木部 土木総務課
		農村整備・水産振興課長	新潟市 農林水産部 農村整備・水産振興課
		環境政策課長	新潟市 環境部 環境政策課
	長岡市	環境政策課長	長岡市 環境部 環境政策課
	新発田市	環境衛生課長	新発田市 環境衛生課
	国土交通省	総括保全対策官	信濃川河川事務所
		副所長	信濃川下流河川事務所
副所長		阿賀野川河川事務所	
オブザーバー	農業政策課長	佐渡市 農業政策課長	

※五十音順(氏名)